

平成25年度 法教育に関する懸賞論文応募要領（案）

法教育推進協議会
日本司法支援センター
公益社団法人商事法務研究会

1 懸賞論文募集の趣旨

法教育推進協議会は、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会の充実や法教育の推進等を目的とした活動を行ってきましたが、法教育の更なる充実・発展のためにには、広く法教育への理解・関心を高めることが特に重要であるとの観点から、日本司法支援センター（法テラス）及び公益社団法人商事法務研究会と共に、法教育に関する論文の募集を行い、優れた論文に対して賞状及び副賞を贈呈することとしました。

奮って応募してください。

2 論文のテーマ等

「私とみんなの法教育」

法教育推進協議会の前身である法教育研究会は、法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と理解した上で、法教育の在り方等についての検討を行い、その検討結果を取りまとめた報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指してー新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためにー」を発表しました（詳細は、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_houkoku.html) をご参照ください）。

そして、法教育推進協議会では、この検討結果を引継ぎ、今日まで、法教育の推進に関する様々な取組を行っています。

その中でも、学校現場における法教育の普及・推進活動は、法教育推進協議会における中心的テーマであり、これまでにも、小・中・高等学校等、学校の教育で使用されることを念頭に置いた法教育教材の作成等を行ってきました（詳細は、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>) 「法教育に関する教材」をご参照ください）。

さらに、新しい学習指導要領が、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で全面実施になったほか、高等学校でも、平成25年度入学生から実施されており、学校現場において、法やきまりなどに関する授業が意欲的に実施されています。

しかし、教員の皆さんを始めとして、学校現場の中には、具体的な授業の進め方や教材などについて助言を求める声も多く、法教育の授業の在り方について考えることは、法教育の更なる充実・発展にとって非常に重要です。

これまでのこのコンクールでは授業を実践する立場からの論文を募集していましたが、今回は、「私とみんなの法教育」をテーマに、法教育の授業例と当該授業を受けた児童・生徒の感想や発達の様子を踏まえた論文を募集することとしました（論文は、本テーマの趣旨に適う内容のものであることを要しますが、題名に指定はありません）。

法教育の授業例については、「目標」、「内容」及び「方法」の3点を組み入れ、さらに児童・生徒の感想文を添付して、児童・生徒の感想や発達の様子を踏まえた、これから法教育授業の在り方等についても考察を行う形で執筆してください。教員の皆さんだけではなく、法教育を実践している学生の皆さんや法律専門家の皆さんなどが実践した法教育授業も対象です。また、教員と法律専門家が協力して行う授業については、共

同で執筆していただいても構いません。

3 応募要領

(1) 応募資格

制限はありません。個人でもグループによる共同執筆でも応募できます。

(2) 論文作成上の注意事項及び分量

ア 論文は、日本語で作成され、未発表のものに限ります。

イ 論文は、ワープロで作成する場合は、A4判用紙（特定の学校や機関名等の入ったものは不可）を使用し、横書き1ページ34字×30行、活字12ポイント、枚数は4ページ以上、6ページ以内とし、字数を超えるものは、減点の対象とします。

手書きの場合は、市販のA4判横書き用400字詰め原稿用紙を使用し、黒又は青インクの万年筆又はボールペンを使用して記載（鉛筆書きは無効）することとし、枚数は、同原稿用紙10枚以上16枚以内とします。

なお、統計表、グラフ等を用いる場合も指定枚数以内に収まるようにしてください。

ウ 法教育の授業例については、少なくとも、対象学年のほか、「①目標」、「②内容」、「③方法」及び「④法教育の授業を実践しての感想や苦労した点及び法教育授業の在り方についての考察・意見」の4項目については記載してください（その他記載すべき項目について指定はありません）。

また、当該法教育の授業を受けた児童・生徒がどのような感想を持ったか、どのように発達したかが分かる「法教育の授業を受けた児童・生徒の感想文」（市販のB4版縦書き用400字詰め原稿用紙等により1枚程度で、児童・生徒の自筆のものに限る）を必ず1通以上添付するほか、必要に応じて、教材、学習指導案、授業で使用した資料及び児童・生徒に配付したワークシート（以下「教材等」という。）を添付してください。教材等については、自作又は他作を問いませんが、自作以外の場合は、作成者、出典を（一部変更の場合はその旨も）必ず明記してください（児童・生徒の感想文及び教材等はイの分量には含まれません）。

なお、本コンクールにおいて論文及び感想文を公表する際には、児童・生徒の氏名の公表の可否について別途協議させていただきます。

エ 論文を記述した用紙には、氏名、学校名等の所属団体名その他予断を生ずるような事項を記入しないようにしてください。

オ 論文の提出にあたっては、論文の本文とは別に、次の書面を作成して、論文の本文に添付してください。

○ 論文作成者（グループによる共同執筆の場合は、代表者1名（代表者と明記）及び他の全ての共同執筆者）の氏名（ふりがなを付する）、生年月日、住所、電話番号、職業・学校名等の所属団体名（任意）を記載した書面

カ 著作権法に留意しつつ、すでに発表されている情報、意見、統計、グラフ等については、それに言及する際、その都度適切な出典を注記して引用し、一読しただけで、どの部分が他者から得た情報で、どの部分が独自の調査・収集にかかる未発表の情報や資料であるかが判然とするようにしてください。

キ 論文の応募は、1人（1グループ）1通（1論文）とします。なお、応募論文・感想文及び教材等は、返却いたしません。

(3) 提出期限

平成25年11月29日（金） 必着厳守

(4) 論文の提出先（封筒表面に「懸賞論文」と朱記）

下記お問い合わせ先に郵送してください。

4 賞及び副賞

優れた論文には、それぞれ賞状及び副賞が贈呈されます。

なお、受賞者に対する表彰式を法務省において開催し、法務大臣からの表彰状授与を予定しております（同表彰式には、論文作成者のほか、添付いただいた感想文を書いた児童・生徒の代表の方1、2名にも参加いただく予定です。）。

そのほか、副賞として、次の各賞に応じ、賞金（10万円・3万円）が贈呈されます。

法教育推進協議会賞（1通）

日本司法支援センター賞（1通）

公益社団法人商事法務研究会賞（1通）

奨励賞（3通以内）

※いずれの賞についても、該当なしの場合があります。

5 論文の審査

法教育推進協議会法教育普及検討部会で審査を行い、その結果を法教育推進協議会に報告し、法教育推進協議会の決議を経て受賞者を決定します。

なお、過去に受賞された方が作成した論文については、受賞の対象からは除外させていただきます。

受賞者の決定は、平成26年2月頃に行います。ただし、審査・受賞者の決定過程に関する問い合わせには応じられません。

6 受賞者の発表等

受賞者の発表は、本人（グループによる共同執筆の場合は、代表者1名）に通知するほか、法務省ホームページ等において行います。

受賞論文は、法務省ホームページ等において掲載します。また、上記5により受賞の対象とならなかった論文であっても、優れた内容のものについては、法務省ホームページ等に掲載することができます。なお、これらの論文の著作権は、法教育推進協議会に帰属することとします。ただし、教材等については、その作成者が執筆者以外の場合には、法務省ホームページ等への掲載も省略します。執筆者が、当該論文を他の媒体等で発表することを希望する場合は、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

応募論文のアイデア、内容については、受賞したか否かを問わず、利用、公表させていただくことがあります、その場合に、応募者に対するいかなる責任も負いかねます。

お問い合わせ先

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

T E L 03-3580-4111（内線2362）

F A X 03-5511-7205

e-mail housei06@moj.go.jp

以上